

## 提出書類一覧表

- 調書(1) 都道府県(様式第2の1)……………2部
- 調書(2) 都道府県(様式第2の1)……………2部
  - ・調書(1)(2)とも、厚生労働省の技能者表彰実施要領の中の「調書記載要領」(P44～)に留意のうえ記入して下さい。
  - ・調書(1)、(2)の「都道府県番号」欄は、「30」と記入して下さい。
  - ・調書(2)の「推薦順位等」欄は、記入しないで下さい。
  - ・調書(2)の「推薦者及び推薦理由」欄には、押印不要です。
  - ・調書(2)の枚数は3枚以内として下さい。
- 専門的・技術的分野に関する用語等の資料(様式任意)……………2部
  - 調書に記載している専門的・技術的用語については、全て読み及び用語の解説を記載して下さい。
- 作品及び作業風景の写真を A4 版紙面 10 枚以内に貼り付けたもの及びそのカラーコピー(ポラロイド等の写真は不可)……………各1部
  - ・ A4版紙面に貼り付けたもの1部及びそのカラーコピー1部(それぞれの写真は2枚以上あっても差し支えありませんがA4版10枚以内に収めて下さい)
  - ・単なる作業場の写真ではなく、卓越した技能を発揮している作業の様子がわかるもので、できれば作業状況の説明を付して下さい。
  - ・紙面右上に「職業部門」と「氏名」を記入して下さい。
- 住民票の写し……………2部
  - 被推薦者のみのもの(住民票抄本) うち1部はコピー可
- その他 被推薦者の技能及び功績を確認する資料(A4版)……………2部
  - (調書に記載した内容の裏付けとなるもの)「技能者表彰実施要領」(P3 注4)
  - ・新聞・雑誌・業界紙において取り上げられた記事等
  - ・説明書、図面、写真等(本人の製作物、発明、考案又は改善等に関するもの、被推薦者の技能功績の概要が端的に分かるもの)
  - ・特許、実用新案等の資料(発明者、所有権者、内容、取得年月日を明らかにする資料及び証書の写しを添付して下さい)
  - ・技能に関する表彰、職業能力検定等に係る資料(表彰状、合格証書等の写しを添付して下さい。)
  - ・その他本人の技能の程度及び功績を示すもの

### 【注意】

- ・厚生労働省のHP内「現代の名工(卓越した技能者)」表彰の制度コーナーに「技能者表彰実施要領」が掲載されており、提出が必要となる様式第2の1(調書(1)(2))等もダウンロード可能です。  
([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyououryouku/ability\\_skill/meikou/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyououryouku/ability_skill/meikou/))
- ・提出書類のうち、様式2の1「調書(1)」及び「調書(2)」については、書類以外に電子データ(Wordファイル)でも提出してください。(CD-R又はメール添付等による。メール添付の場合はファイルにパスワード設定を行ってください。USBメモリは不可)
- ・推薦書類一式は、ホチキス・パンチ等は使用せず、クリップ等で止めてください。
- ・提出された書類については一切返却できません。

## 【推薦にあたっての留意事項等】

- (1) 本表彰制度は、国内最高水準の技能を有する現役の卓越した技能者を表彰する制度ですので、調書等の作成においては、被推薦者の技能が他の技能者と比較していかに優れているか、どのような理由で卓越した技能なのかを判定できるよう具体的に記入して下さい。
- (2) 女性の技能者について積極的に推薦して下さい。
- (3) 経験年数及び年齢等の要件はありませんので、若年・中堅の技能者についても積極的に推薦して下さい。
- (4) 昨年度(以前)の被推薦者を改めて推薦する場合は、調書内容や写真を更新するなど、同じにならないよう工夫してください。
- (5) 技能賞等の技能に関する「知事表彰」は重要な推薦基準項目となりますので、漏れのないように記入して下さい。
- (6) 本表彰制度は、現役の技能者として就業している方を表彰するものであるので、現役性に欠ける方については推薦をしないようにして下さい。
- (7) 技能的な側面はあるものの、その者の職歴等から総合的に判断して、社会通念上技術者とみなされる方は、推薦の対象から除いて下さい。

### ※技術者・・・マニュアル・形式値化されたものに基づき職業に従事するもの

- (8) 日常行為等において他の技能者の模範と認められること、過去(推薦日以前)において禁固刑以上の刑に処せられていないことが被推薦者要件の一つとなっています。
- (9) 被表彰候補者の推薦後、候補者に異動(住所変更等)、その他提出済みの記載事項に変更があった場合は、速やかにご連絡願います。
- (10) 被表彰者については、氏名、年齢、職種、就業先、技能功績概要を公表し、行政等のホームページ、広報等に掲載されますので、あらかじめ被推薦者に説明し同意を得ておいて下さい。

### (その他調書等記載の参考)

例年、審査委員から指摘がある事例について、厚生労働省から通知がありましたので、記載の参考として下さい。

- ① 表現が客観性に欠ける
  - ・非常に優れている  
→ 「他と比較してどう優れているか数値」等で表現するよう工夫すること
  - ・短時間で加工できる  
→ 「通常3時間でかかる加工を1時間で出来る」等具体的に表現すること
  - ・精度が向上した  
→ 「標準公差 $\pm 0.05\text{mm}$ が $\pm 0.03\text{mm}$ に向上した」等具体的に表現すること
- ② 共同作業による場合、その実績における本人の関わりが不明確  
→ グループ作業や大型製品等の場合、本人が関わった部分について、個人の技能に特化し、具体的に記載すること
- ③ 技能・功績の実績内容が、技術的要素のみ  
→ 卓越した技能を有するものであることが判断できるよう、特に技能の質的な面を中心にわかりやすく記載すること
- ④ 製品の紹介のみで、技能の関与が不明確  
→ その製品の製作過程のどこで本人の技能が活かされたか明確にすること
- ⑤ 地場産業における活躍に限定され、技能の相対的レベルが掴みにくい  
→ 全国から選定することから、全国レベルでみた場合に、他の技能者と比較してどの程度優れているのか、内容を把握している場合は記載すること(地域に限定されるような性質の技能で、全国レベルの評価が難しい場合は、その地域における地場産業への貢献内容について記載すること)